

○1 番 （片桐 邦俊） 私は、さきに通告いたしました1問について質問いたしたいと存じます。

質問は「増加する鳥獣害（クマ・カラス）の村の対応について」であります。

近年増加傾向にある鳥獣害ですが、熊については現在も毎日のように新聞に県内の目撃情報、被害情報が報道されております。

そんな中で、住民の方から不安の声が出ているのも事実であります。特に秋の楽しみであるキノコ狩りのシーズンとなりましたので、余計に注意喚起が必要というように考えております。

また、カラスについては、数年前から果樹被害が報告され、中川村でも令和4年度の鳥獣害被害の中で一番多かったのはカラスによる被害でありまして、被害面積が3.7ha、被害金額が200万円余というような状況が公表されております。農家の方々からも今後の対応を望む声が出てきております。

以上によりまして、今後の村の対応について質問をさせていただきたいと存じます。

まず熊でございますけれども、熊については、この通告書提出後、県の対応状況も変わってきておりますので、それも含めて説明させていただきたいと思っております。

長野県内のツキノワグマの生息数は、令和2年度に実施された調査結果に基づく7,270頭と推定されており、過去の推定生息数、平成23年平成27年との比較をしても大幅な増加傾向となっております。

本年度の県内のツキノワグマの里地での目撃件数は、7月現在では744件、人身被害は6件となっております。過去5年間を見ると、少ない年で約350件、多かった年で約600件となっており、増加傾向が分かります。

また、ここで、長野県が8月末現在の数字を取りまとめましたけれども、それを見ますと、目撃件数は1,067件、人身被害は10件で11人となっております。

上伊那地域も、本年7月末までの結果しかありませんけれども、7月末の里地目撃件数は37件、人身被害はうち1件となっており、増加しております。

県では、本年6月5日～8月31日までの期間、県内全域に注意喚起としてツキノワグマ出没注意報を発令しましたが、8月30日には11月14日まで発出期間を延長いたしました。

さらに、県は9月10日に上伊那地域を含む5地域に県内初となるツキノワグマ出没警報を発出し、10月14日までの熊の里地への出没と人身被害の防止対策を強化するとしています。

例年、熊の食べ物が不足する8月を中心とした夏、冬眠前の食べ物が不足する秋に行動圏が拡大し、里地への出没が増加する可能性が指摘されています。

環境省は、昨年度は219人と熊による人身被害が多発している問題で、本年4月16日に計画的に捕獲して頭数を管理するという今まではニホンジカとイノシシが対象であった指定管理鳥獣に北海道のヒグマと本州のツキノワグマが追加されました。

一方で、鳥獣保護管理法では市街地等での銃の捕獲が禁止されているため、法改正に向けて検討されているようです。

環境省では、今後、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインが改定される予定で、それを踏まえ、県の熊対策への反映が検討され、各自治体に対応していくことになるわけですが、村としても今後の対策は県の対応を見てからということではあるとは思いますが、何点か質問しますので、現在での考え方をお伺いしたいというように思います。

まず1点目ですが、中川村でも村広報では桑原地区、美里地区、中組地区、上前沢地区、田島地区等、里地での目撃情報がありました。

村内猟友会の方に話を聞いても、山林も含め出没は多いと伺いました。

熊の出没件数について実際に村で把握をしている件数を伺いたいと思っております。

また、農産物等被害状況がありましたら、それも含めてお願いをしたいと思います。

○産業振興課長 ただいまの御質問になりますが、今年度は熊に関しまして目撃が6件、それから足跡等の痕跡が3件、鹿・イノシシ捕獲用のわなにかかる錯誤捕獲、こちらについてが1件の計10件となります。

農作物への被害でありますけれども、明らかな被害報告というのは現在のところございません。

ほかには、蜜蜂の巣箱が荒らされたというような被害の報告は受けております。

○1 番 （片桐 邦俊） 全体で今は件数が10件ということで、あまり大きな被害はないという方向でありまして、幸いだったかなというように思っております。

ただ、特に、ここで、先ほど申し上げましたとおり、県では警報が発出をされたわけでありまして、今は村でも広報で熊に対する注意喚起を呼びかけておりますけれども、ぜひ、これもまだ強気に継続して進めていただきたいと思いますということです。

それと、実は、今日、7番議員にちょっとお話を聞きましたら、美里地区のほうでは小学校の通学路でも熊が目撃をされておるというお話もお伺いをいたしました。こんなことからすると、やはり、今、警報が出された中で、関係団体と一緒にいわゆるパトロールの強化っていうものを市町村では進めていけというのが今の県の進め方があります。

ぜひ、そんなことも含めると、関係団体、今も話したとおり、どうも通学路も心配をしておりますので、そんなことを含めて、実態をしっかり把握されまして、教育委員会も協力しながら、そういった部分、パトロールをぜひお願いできたらということで、これは要望でございます。ぜひお願いをしたいというように思います。

続いて参ります。

県は、熊の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人と熊とのすみ分けを図るとしており、ゾーニング、地域区分管理の全市町村への導入を促進するとしています。

県内では、山形村、朝日村、小谷村の3地域でゾーニング導入に向けた地域合意形成に取り組んでおり、本年度からゾーニング管理が導入される見込みのようです。

また、上伊那群下でも伊那市の市内一部や箕輪町で検討がされているようでありま



ゾーニングするといっても、やはり地域の地形にもよってくるかというように思います。

特に、中川村では、熊も川沿いを里地に下りてくるようなことも考えられますので、そんな部分も含めると、地形にもよりますけれども、中川村としてゾーニングっていうものに対して検討していけるのかどうか、こんな部分の村の見解をお伺いしたいというように思います。

○産業振興課長 中川村に関してであります。当村では広い範囲で熊が生息する状況でございます。生物多様性の保全と人間との無用なあつれきを回避するという観点から、ゾーニング管理は被害対策をする上で一定の基準となると考えております。

ただし、ゾーニング後、例えば排除地域、ゾーニング内のこの区域に出たら排除しますよというような考え方になるんですが、そういった区域に出た熊を必ず捕獲するという一律の対策を取るのではなく、周辺の出没状況であったり、子連れなのかであったり、単体かなど、その状況に応じて個別に対策を検討する必要があります。

また、県の指針では、捕獲に至る前提として、果実等の誘因物の除去や管理、侵入防止柵などの設置の対策がされているという前提があります。そういったために、今まで以上に住民の皆さんに対して、それらの事前の対策、こちらを呼びかけるということが必要になってくるというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話をいただきました。

特に、そんな中では、ゾーニングですけれども、ゾーニングも、いわゆる山林、密集した山林をやっぱりある程度整備したり、草をしっかり刈ったりとか、そういう部分の中で明るくすることが、やっぱり熊が里地のほうへ下りてこない状況かなというようにも思いますので、ぜひそんなことも一つの今後の検討材料としていただければなというように思っております。

続いて、熊が指定管理鳥獣に指定されたし、鳥獣保護管理法が改正されれば、熊の駆除対策が強化されたこととなります。

県は、今後、ツキノワグマ出没時の対応マニュアルの改訂により市町村対応の迅速化を図るとしています。内容は学習放獣、緊急捕獲、錯誤捕獲等の判断基準の明確のためです。

県実施のアンケートでは、おのおのの内容に対して2割～5割の市町村で判断に困ったことがあるという回答があったということでもあります。

今回の国の対応に対しての環境省へのパブリックコメントでは、賛同の声のほか、可能な限り山へ返すべきとの反対意見もやはりあったようであります。

猟友会や関係団体との連携強化を含め、今回の法改正について村長の見解を伺いたいと思います。

先ほど要望を申し上げましたパトロールの強化等も含めて、ぜひお答えいただければと思います。

○村 長 指定管理鳥獣に位置づけられましたツキノワグマは、本来、県の権限により対応することとなっていたものが、県の策定をいたしました長野県第二種特定鳥獣管理計画

に基づいて、自治体でゾーニングした地域の防除、この防除は捕獲、駆除でありますけれども、これを権限移譲により自治体の判断において行うとしたものと、鳥獣保護管理法の改正された場合には、その防除を集合住宅地域内において実施することを可能とする、こういう両支えの制度になるだろうというふうに思っております。

現在、村内での人的被害はないわけでありましてけれども、起こり得ることだというふうに思います。といいますのは、上前沢の例を言いますと、たまたま昼間のことなんですけど、日向沢ですが、そこで目撃をされている。それで、目撃したときに農作業に行く途中の方が川の中にいる親子熊を見てスマートフォンで撮影したと、それが南側の山、川の右岸側のところに駆け上がって逃げていったところまで見ておりますので、その付近にはいろんな民家もありますから、そういう意味から言ったら、もし接触をしていればということが非常に心配されるということでもあります。

それで、今回の改正につきましては、村民の皆さんの安全を守る制度としては非常に前進する内容ではないかというふうに感じております。

ただし、関係諸団体ですとか、村民、地域に生活する住民の皆さんとの連携、協議や合意の形成、こういったものが必ず要るだろうといふふうに思っておりますし、併せて、ゾーニングをして県からの移譲を受けるか否かについても慎重に検討をしていく必要があろうかなというふうに感じております。

なお、村は御存じのとおりかと思いますが、何月何日に熊出沒がしているという注意喚起の看板を付近に出ささせていただいて、ずっと注意を呼びかけておりますけれども、今後は、やはり、先ほどお話がありましたとおり、キノコシーズンですとか、山に入るシーズン、こういったこともあり、栗——栗拾いは、今はあまり山には入らないかもしれませんが、接触する機会が当然これから増えます。

特に果樹園について言いますと、昨年、坂城町のブドウ園、ナガノパープルのブドウ園にツキノワグマが出て、これを実際にとって食べている、そういう動画がありましたし、坂城町の町長さんにそのことのお話を聞いております。

こういう状況ですから、これからは、やはりどういう喚起をしていくかっていうことはよく課内の中でも検討する、パトロールっていう部分も含めてでありますけれども、その必要があろうかと思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 説明をいただきましたけれども、ぜひ、今もお話のあった最後のパトロールをぜひお願いしたいのと、やはり熊については住民の皆さん方の理解も必要だと思っておりますので、注意喚起、あるいはまた出た場合は、先ほど申し上げた学習放獣、緊急捕獲、錯誤捕獲等につきましても地域住民の方々への理解も十分いただきながら進めていただければなというように思っておりますが、よろしく願い申し上げます。

4番目になりますけれども、そのことを踏まえまして、県には熊の生態や被害防止対策に精通した専門家である熊対策員がいるとのことで、各市町村には支援していくとしています。

中川村には、現在、地域林政アドバイザーがいらっしゃり、猟友会等との情報交換

等を行っていると思いますけれども、市町村に対して判断対応が強く求められるようになるわけで、今後の村職員の熊出没時の対応マニュアルに対しての研修も必要になってくるというように思っておりますけれども、村長の御意見を伺いたいと思います。

○村長 地域林政アドバイザー、村に置いております。産業振興課耕地林務係に所属をして鳥獣関係の実務を行っております。狩猟等の政策、鳥獣害対策につきましては、過去の実務経験からしましても、このことに精通をしている方でありまして、被害対策についての知識とともに、いろんな意味での実益を発揮してくれているというふうに考えております。

また、村一般事務職員につきましては、アドバイザー同様、住民に相対しての業務も行うと、こういう任務がございますので、住民が被る鳥獣被害もこの担当係のみが理解をしていけばよいと、事が済むというものではないだろうというふうに思っておりますし、また職員自身も、これから山に入ったりして、いろんな意味で遭遇する機会——遭遇という言い方じゃないですね、こういう場合が非常に増えるのかなという気もしております。

つまり、人身被害が起こらないということは言えないということでもありますので、熊の生態ですとか被害を未然に防ぐための基本的な知識を得る、また現状を正しく理解する上でも、できれば研修の場を考えてまいりたいというふうに思っております。

○1番（片桐 邦俊） 今後は、いずれにしましても熊の被害が出た場合には村としても早急な判断が必要になってくると、そんな部分では、やはり少数だけが熊の対策をするだけでは駄目だと思っておりますので、できるだけ多くの方々、今、村長からもお話ありましたとおり、多くの方々にも研修をぜひお願いして、判断ができるような体制をつくっておいていただきたいというふうに思っております。よろしく願い申し上げます。

それでは、続いてカラスのほうに参りたいと思います。

以前、令和2年12月議会並びに令和4年12月議会において、西原地区のカラスによる果樹被害について、防除対策について一般質問をいたしました。

現在、実は葛島の山郷地区の果樹地帯においてもカラスが多く発生してきておるといってお話がありまして、村としての対応の要望がありますので質問をさせていただきます。

1つ目としまして、以前の一般質問で西原果樹団地においては村、営農センターでドローンによる追い払い試験を行い有効であったが、費用面、操作者の配置など、課題が残ったとの報告がありましたが、その後、村としては対策としてどのようなことを行ったのか、またそれに対して今現在の西原地域の状況についてどのように把握しておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○産業振興課長 ただいまの御質問についてですが、まず村と営農センターがドローンによる追い払い試験を行いました西原地域の現在の状況であります。

果樹の成熟具合に比例し食害被害が大きくなる状況は以前と変わってはいない状況です。

しかし、防鳥ネットでありますとかテグス、こういったものを張るなどの鳥害対策、これを行っている圃場については被害が少ない傾向にあるという状況であります。

広範囲を移動するカラスに対しましては、捕獲だけでは効果が薄いため、圃場ごとの侵入防止対策が重要であるというふうに考えております。

○1番（片桐 邦俊） 実は私も西原地域で果樹をやっていらっしゃる方にちょっとお話をお伺いしたんですが、今年なんかはあまりカラスが見受けられない、多くはないというふうなお話を聞きました。ただ、これからどうなるのかという部分が、特に果物は最盛期に入ってきておりますので、これからが必要かなというふうに思っております。

そんな中で、追い払いも、今、課長さんからお話あったとおり、侵入防止っていうものは、やっぱりどうしても必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、その辺の新たな技術等がありましたら、またぜひお願いをしたいというふうに思っております。

ただし、追い払いだけでは、私も前にも申し上げましたけれども、追い払えばどこかまた別の地帯へ行って被害を出すということになろうと思っておりますので、やはり捕獲っていうこともしっかりやっていくべきだというふうに思っております。またこの辺は、後ほどの質問でさせていただきたいというふうに思っております。

2番目としまして、地域独自対策として果樹園の廃果処理や生ごみ処理等が必要で、村広報等を通じての啓発、周知徹底が必要に思います。

ぜひ、これにつきましては、やはり果樹農家だけでなく、全住民を含めて、やはり周知徹底が必要だと思いますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 果樹園の廃果処理ですとか、廃棄する野菜処理、こういったものについての対策につきましては、特に冬場の餌が最も乏しくなる時期にこれら誘因物の適切な処理または除去により個体数を減少させることが効果的であるというふうに言われております。

村では、平成29年度、それ以降、被害状況に応じまして村内に廃果処理場を設定しまして、廃果の適正処理を進めてきているところであります。

地域全体で適切処理と誘因物除去の対応が図られますように、営農センターを通しまして営農センター便りですとか、村広報、こちらを活用し啓発と周知を図ってまいります。

○1番（片桐 邦俊） ぜひ徹底をよろしく願い申し上げます。

3番になりますが、令和4年12月議会の一般質問で、下伊那地区でカラスをおりによる捕獲で効果を上げていると聞くとこの質問に対して、村からもカラス対策として有効であると報じられている優良事例として愛知県豊橋市の農家考案の大型カラスおりがあると新聞で報じられており、このような優良事例を参考に村としても研究を行いたいと考えているとの返答がありました。

村の農家からの情報でもおりの捕獲は有効で、特に伊那市では大型のおりで効果を上げていると聞きました。

村で活用しているおりにつきましては、縦横2m掛ける3mくらいのもので、効果は薄いというのを農家の方からお伺いしました。

伊那市では縦横8m掛ける8mくらいの大型おりのようであります。

村として、情報を得る中で大型おりを作成し設置することを検討できないか、お伺いしたいと思います。

○産業振興課長 捕獲での効果が上がっている大型おりの設置の提案についてでありますけれども、まず、現在、村内で設置中のカラスおり、これが4基ございますが、これについて御説明させていただきます。

まず、1基目は、柳沢地区の山郷地籍、こちらに4m四方の中型のカラスおりを設置しております。

また、被害状況に応じて柔軟に移動が可能な小型のカラスおりを令和5年度に西原地区に3基設置しております。その小型おりについてでありますけれども、現在、被害が増加している中通り地区、それから柏原地区に1基ずつ、それぞれ移設を現在考えているところでございますけれども、御提案のありました大型の捕獲おりについて、中川村の地形、中山間地域ということもありまして、村において、その設置場所、これに限りがあるということを経営のところで確認しております。こういったものを設置する場所、こういったものが大きな課題というふうになってきております。

他市町村の捕獲状況や捕獲の方法、こういったものを確認した上で、効果が高いと認められた場合は設置の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○1 番 （片桐 邦俊） やはりお答えの中で出ました地形で、狭い土地で、なかなか大型のおりを設置できる場所がないというようなお話がありましたけれども、きっとそういうお答えが出てくるんだろうなと思っておりました。

ただ、私も、今回、農家の方からお話をいただきましたので、おりを設置してあるところを見に行ってきましたけれども、特に山郷あたりは十分大型おりが設置できる広さを有しておりましたし、そういう部分の中では、やはりきちっと場所を確認すれば、おのおの大きなおりを設置できる場所というのはあるかと思っております。

ぜひ一度、伊那市のますみヶ丘のほうに大型おりがあるようでもありますけれども、ぜひちょっと情報を得ていただいて検討いただければなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 ただいまの地形的な問題についてであります。

やはり山郷等に、今お話がありましたとおり広い土地があるというところ、ほかにも広いところは確認される部分というのが実際にあるのは現地のほうでも確認しておりますけれども、まずそこでの被害があるかどうかというところも併せて確認してくるというところも必要になってきます。

ですので、特に山郷に関しましては、また現地のほう確認する中で、大きいおりとなるとやはり予算的な部分もございまして、そういったことも考慮しながら考えていきたいというふうに思います。

それと、あとはますみヶ丘のお話でしたが、伊那市の担当の方にお話を聞くことがございまして、やはり効果的には、大型おりであるからかどうかっていうの

はちょっと微妙なところがあるみたいですが、そういった中には、農家さんから出る廃果とか、あとは野菜、そういったものの残菜、そういったものを入れた中で、あとはおりの中にカラスを入れておびき寄せ、誘引するというような方法とか、そういったものもあるというふう聞いております。

ですので、こういった方法についても成功事例のあるところのお話を聞きつつ対策を検討していきたいというふうに考えます。

○1 番 （片桐 邦俊） 今お話がありました。

ほかにも、おり以外でも他地域でカラス対策の優良事例がありましたら、村として確認をいただきまして、ぜひ対策を今後とも進めたいということ、4番の項ではお願い、これはもう要望でございますので、お願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。